

第2章 中南教育事務所学校教育指導の方針と重点

中南教育事務所では、青森県教育委員会が定めた「青森県教育振興基本計画（2019～2023年度）」、「青森県教育施策の方針」及び「令和5年度学校教育指導の方針と重点」を受けるとともに、管内における学校教育の現状と課題を踏まえ、学校教育指導の方針と重点を策定しました。

令和5年度は、6つの重点を掲げ、課題解決に取り組めます。

I 方 針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く幼児児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

II 重 点

1 確かな学力の育成

※指導事項「中南の教育」P16～17 参考資料「資料編」P1～6

どのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にし、授業改善を通して、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、確かな学力を育成する。

(1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

- ① 学ぶことに興味や関心をもち、見通しをもって粘り強く取り組み、学習活動を振り返って次につなげるような「主体的な学び」を実現する。
- ② 子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えることなどを通して、自己の考えを広げたり、深めたりする「対話的な学び」を実現する。
- ③ 習得・活用・探究という学びの過程の中で「見方・考え方」を働かせながら、解決策を考えたり、創造したりするなどの「深い学び」を実現する。

(2) 基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得

- ① 「思考力、判断力、表現力等」及び「学びに向かう力、人間性等」との相互の関係を見通しながら、既得の知識及び技能と関連付けさせたり、他の学習や生活の場面でも活用させたりするなどして、生きて働く「知識及び技能」を確実に習得させる。
- ② 指導方法、指導体制、教材等の工夫改善による個に応じた指導や、多様な他者と協働して様々な課題を解決していく協働的な学びの充実を図る。

(3) 指導と評価の一体化及び家庭との連携

- ① 学習の過程や成果を的確に把握し、指導の改善に生かすとともに、子どもの学習意欲の向上につなげる。
- ② 全国学力・学習状況調査、県学習状況調査結果を分析するとともに課題を明らかにし、課題解決のため指導の工夫・改善に取り組み、指導計画の見直しを図る。
- ③ 学習の意義や進め方、学習評価の在り方について家庭に周知するとともに、保護者と連携し、家庭学習の習慣化を図る。

2 豊かでたくましい心の育成

※指導事項「中南の教育」P18～21、26～27 参考資料「資料編」P7～12

教育活動全体を通じて、自尊感情を高め、生命や人権を尊重する心・他者を思いやる心・人間関係を築く力を育み、規範意識・倫理観を醸成する。

(1) 生命や人権を尊重する心を育む教育の推進

- ① 健全な自尊感情を身に付け、生命や人権を尊重する心・他者を思いやる心を育む教育を推進する。
- ② 教育活動全体を通じ、自他の生命がかけがえのないものであることや多様性への理解について取り上げる機会を設定する。

(2) 「特別の教科 道徳」の充実

- ① 道徳的諸価値についての理解を基に、物事を多面的・多角的に考え、生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育て、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養う。
- ② 道徳的な課題について、一人一人の子どもが自分自身の問題と捉え、向き合う「考え、議論する道徳」へと転換を図り、評価を生かした指導を工夫する。
- ③ 授業公開や情報発信等を通して、保護者や地域の人々の多くの参観や参加、協力を得るなど共通理解を深め、相互の連携を図る。

(3) 体験活動の充実

- ① 異年齢の仲間や地域の人々との交流を積極的に推進するために、学校の間を生かして、家庭や地域社会と連携し、体験活動の機会を確保する。
- ② 各教科等の特質に応じた教育課程を編成し、学校行事と関連づけながら体験活動を充実させる。

(4) 生き方を見つめ自己実現を目指す指導の充実

- ① 日常の係活動等を含めた教育活動全体を通じて、働くことについての意義を考えさせる。
- ② 自分の将来について考える機会などを通して、自分のよさや可能性などに気づき、夢や希望を実現していこうとする態度を育成する。

3 健やかな体の育成

※指導事項「中南の教育」P22～23

体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっていることから、健康教育の充実や体力の向上など、健やかな体を育成する。

(1) 健康教育の充実

- ① 肥満・痩身傾向、ストレスや不安・悩みの増大等、心身の健康に関わる課題を明確にして取り組む。
- ② 身近な生活における健康に関する知識を身に付けさせ、積極的に健康な生活を実践できる資質・能力を育てる。
- ③ 望ましい食習慣等健康的な生活習慣の形成を通して、心身の調和のとれた発達を図る。

(2) 体力の向上

- ① 学習意欲を喚起しながら十分な運動量を確保する授業を展開する。
- ② 各学年の発達の段階を踏まえ基礎的・基本的な内容の定着を目指し、一人一人に応じた体力・技能の向上を図るための指導を工夫する。
- ③ 体力テストの結果等から子どもの体力・運動能力を把握し、学校の教育活動や日常生活の中で生かすことができるよう指導する。

(3) 家庭、地域社会、関係機関等との連携

- ① 家庭や地域社会と連携を図りながら、運動する習慣を身に付けさせる。
- ② 食生活の偏りやアレルギー、薬物乱用、性に関する問題、感染症に関する正しい知識の習得など、子どもの健康に関わる課題に家庭、地域社会、関係機関等と連携を密にして組織的に取り組む。

4 安全教育と安全管理の徹底

※指導事項「中南の教育」P23 参考資料「資料編」P13～14

生命を守る安全教育や安全管理を徹底し、災害に対応できる正しい知識を身に付け、非常時に自らの安全を確保するとともに、進んで他の人や地域のために貢献できる資質・能力を育成する。

(1) 学校安全の充実

- ① 教科横断的な視点で各教科等の安全に関する内容のつながりを整理し、教育課程の編成を行う。
- ② 地域の状況や子どもの実態を踏まえ、適切で効果的な指導が行われるよう、具体的な計画を策定し実施する。
- ③ 安全点検、巡回指導、安全マップづくりなどにより、交通事故や水難事故、学校内外の事件・事故、災害等に関する学区内の状況を把握し、指導に生かす。

(2) 教職員の危機管理意識の高揚

- ① 全教職員で危機管理意識を共有するとともに、危機に対応するための研修や情報収集を一層充実させる。
- ② 危険等発生時対処要領を全教職員で共通理解し、改善・見直しを図る。

(3) 家庭、地域社会、関係機関等との連携

- ① 社会全体で子どもを守り育てていくよう、学校、家庭、地域社会、関係機関等が連携できる体制を構築する。
- ② 学校安全ボランティアを育成したり、関係機関等との連携を密にしたりして迅速な対応ができるようにする。

(4) 事故等発生時の対応

- ① 事件・事故、災害等が発生した場合、子どもの安全確保を最優先とし、心のケアを適切に行う。
- ② 事件・事故、災害等発生時には様々な対応が必要となることから、家庭、地域社会、関係機関等と連携して対処する。

5 子どもの発達の支援

※指導事項「中南の教育」P24～25、28～29 参考資料「資料編」P19～20

子どもが学校生活によりよく適応し、豊かな人間関係の中で有意義な生活を築くことができるよう、一人一人の興味や関心、学習や生活上の課題等を踏まえて子どもの発達を支え、その資質・能力を高める。

(1) 協働的な指導体制の充実

- ① 校内における教育相談体制や支援体制の整備、充実を図り、全教職員で計画的、継続的に指導・支援するとともに、家庭、地域社会、関係機関等との連携を重視し、組織的、協働的に取り組む。
- ② 子どもの内面理解に一層努め、指導方針、指導計画等について保護者と共通理解を図るなど、信頼関係を基盤として取り組む。

(2) 積極的な生徒指導の充実

- ① 学校の教育活動の大半を占める学習指導を充実させるために、「一人一人に学ぶ楽しさや成就感を味わわせることができる授業（自己存在感）」「お互いに認め合い、学び合うことができる授業（共感的な人間関係）」「自ら課題を見付けそれを追究し、自ら考え、判断し、表現する授業（自己決定の場）」など、生徒指導の機能を生かした授業を工夫する。
- ② 好ましい人間関係を基盤とし、子ども一人一人の居場所がある望ましい集団づくりに取り組む。
- ③ 「学校いじめ防止プログラム」に基づき、子どもが主体となったいじめ防止活動を推進するなど、未然防止に取り組む。
- ④ 「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものである」との前提で、法に基づくいじめを積極的に認知し、組織的に対応する。

(3) 特別な配慮を必要とする子どもへの指導

- ① 子どもが抱える課題や特性に関し、全教職員で共通理解を図り、心理や福祉等の専門家の助言も得ながら、正しい理解と認識を深め、組織的に社会的自立を支援する。
- ② 子ども一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、適切な指導及び必要な支援を組織的かつ計画的に行う。

6 家庭や地域社会との連携及び協働

※指導事項「中南の教育」P30～37 参考資料「資料編」P15～18、21～24

家庭や地域の人々とともに子どもを育てていくという視点に立ち、社会に開かれた教育課程を実現するため、家庭や地域社会との連携及び協働を推進する。

(1) 教育課程の編成と家庭・地域社会との共有

- ① 子どもの姿や地域の現状に関する調査等を踏まえ、学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にする。
- ② 教育目標を含めた教育課程編成についての基本的な方針を家庭や地域社会と共有する。

(2) 特色ある教育活動の推進と教育課程等の改善

- ① 地域の教育資源や学習環境を活用した特色ある教育活動を推進するなど、家庭・地域社会と一体となって子どもたちを育む。
- ② 学校評価をカリキュラム・マネジメントと関連付けて実施し、教育課程を中心として教育活動の質の向上を図る。

(3) 信頼される学校づくり

- ① 家庭、地域社会、関係機関等と相互に連携するとともに、心理や福祉等の専門家の意見も取り入れながら、チームとしての学校づくりを推進する。
- ② 「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」等を目安に、全教職員が、学び続ける向上心をもって研修に努め、実践的な指導力やマネジメント力の向上を図るとともに、豊かな人間性や社会性を身に付けるようにする。